

愛知県立大学の各センター長等の選考規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学学則第6条に定めるセンター長を含む、次の各号に掲げる役職者の選考は、この規程の定めるところによる。

- (1) 入試・学生支援センター長及び副センター長2名
- (2) 教育支援センター長及び副センター長
- (3) 教養教育センター長及び副センター長
- (4) 学術研究情報センター長、副センター長及び研究推進局長
- (5) 地域連携センター長及び副センター長

(選考の時期)

第2条 前条に定める役職者（以下「役職者」という。）の選考は、次の場合に行う。

- (1) 役職者の任期が満了するとき。
- (2) 役職者の辞任の申し出が学長によって承認されたとき。
- (3) 役職者が欠員となったとき。

(被選考資格)

第3条 センター長は本学の教授から選考し、副センター長及び研究推進局長は本学の教授又は准教授から選考する。

(選考方法)

第4条 役職者については、学長が選定し、教育研究審議会の承認を得て選考する。

2 第1条第1号の副センター長については、1名を看護学部から選考する。

附則

この規程は、平成22年9月28日から施行する。

附則

この規程は、平成24年12月25日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、最初の研究推進局長は、施行の日前においても、第4条第1項に定める選考方法による選考を行うことができる。この場合の研究推進局長の任期は、愛知県立大学学術研究情報センター規程に定めるところによる。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、最初の地域連携センター副センター長は、施行日前においても、第4条第1項に定める選考方法による選考を行うことができる。この場合の地域連携センター副センター長の任期は、愛知県立大学地域連携センター規程に定めるところによる。